

公共サービス改革基本方針 別表(平成19年10月26日閣議決定)

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) 科学技術研究調査	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間	総務省
	○ 科学技術研究調査については、引き続き民間競争入札を実施することとし、平成19年度の事業の評価等を踏まえて、対象業務の範囲、複数年度契約等事業の内容等について、監理委員会と連携して所要の見直しを行った上で、平成20年4月から落札者による事業を実施する。	
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)(承認統計調査)について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成19年11月末までに結論を得る。	総務省
	○ 民間給与実態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。	財務省
	○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。	文部科学省
	○ 社会福祉施設等調査(承認統計調査)、介護サービス施設・事業所調査(承認統計調査)及び就労条件総合調査(承認統計調査)について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的検討を行う。	厚生労働省
	○ 牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)及び生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的な検討を行う。	農林水産省

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査(つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月目途に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p> <p>宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4)(独)統計センター</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している業務については、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法の対象業務とすることについて監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
<p>証明書交付等事務(乙号事務)</p>	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、平成22年度までに民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国550箇所(平成19年4月1日現在)のうち22箇所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大し、平成22年度までに、当該登記所のすべてについて民間競争入札を実施する。</p>	<p>法務省</p>

3. 社会保険庁関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国民年金保険料 収納事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施する国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	厚生労働省
	<p>○ 国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月までに入札公告し、同年10月から落札者による事業を実施。</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から22年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち90箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を民間競争入札の対象とし、順次対象事務所を拡大する。</p>	

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)ハローワークの職業紹介事業	<p>○ ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとし、具体的な制度設計にあたっては、監理委員会と連携しつつ、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、官民の併設の具体的な在り方や情報提供の方法等を含め、十分に検討する。また、事業開始後においても、事業の実施状況についてのフォローアップにおける監理委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じる。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの本庁舎内で実施する、無料の職業紹介・職業相談（雇用保険受給者に対する失業認定の一環として実施する職業紹介・職業相談を除く。）、その他就職支援のための措置</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年度を目途に実施</p> <p>【契約期間】 事業実施から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ハローワーク渋谷、ハローワーク墨田（ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設）</p> <p>【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、法を一部改正し、所要の特例規定を整備する。</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札については、上記措置に基づく事業の運営状況と官による運営状況とを比較する等により検証しつつ、契約期間終了後の在り方について検討する。</p>	内閣府及び厚生労働省

<p>(2)「人材銀行」事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「人材銀行」事業について、実施要項等に基づき適切に運営するとともに、今後の事業の在り方等についても次のとおり検討する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「人材銀行」で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12箇所のうち東京、神奈川、福岡の3箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(3)「キャリア交流プラザ」事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「キャリア交流プラザ」事業について、実施要項等に基づき適切に運営するとともに、今後の事業の在り方等についても次のとおり検討する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援の業務（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15箇所のうち、北海道、埼玉、東京、愛知、京都、神奈川、新潟、福岡の8箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲の拡大措置】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「キャリア交流プラザ」事業の運営状況とを比較するとともに、過去の官又は民による運営状況等とを比較し、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、「キャリア交流プラザ」の就職支援事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(4) 求人開拓事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「求人開拓」事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国39地域のうち、青森東青、福岡筑豊の2地域</p>	<p>厚生労働省</p>
	<p>○ 平成20年度の「求人開拓」事業について、19年度事業に関する実施状況等を踏まえて実施要項の内容等について所要の見直しを行ったうえ、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から21年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国39地域のうち、北海道函館及び青森東青の2地域</p>	
	<p>○ 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「求人開拓」事業や過去の官による運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、雇用失業情勢や入札状況に応じ、平成21年度以降の事業の在り方について更に検討する。なお、21年度以降に事業が実施される場合に備え、官民競争入札の実施の可能性や実施するとした場合の具体的な方法等について、本年中に結論が得られるよう、検討を行う。</p>	

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)水道施設の維持管理業務	<p>○ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づき水道事業者等である地方公共団体が実施する水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、水道事業者等である各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に以下の措置を講じる。</p> <p>① 水道事業者等である地方公共団体が、その保有する施設や人員構成の実情を反映した最適な業務実施体制を検討するための手引きを作成・公表する。</p> <p>② 水道事業者等である地方公共団体に対し、民間委託を活用する場合には、第三者委託(水道法第24条の3に規定する水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託)等の包括的な民間委託のメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきことについて周知する。 また、包括的な民間委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきこと、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する。</p> <p>③ 第三者委託等の包括的な民間委託が円滑に行えるよう、第三者委託の手引きを作成・公表する。</p>	厚生労働省
(2)工業用水道施設の維持管理業務	<p>○ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づき地方公共団体が実施する工業用水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制限はないこと及び包括的な民間委託が実施可能であることを周知するとともに、その実施に当たっては、透明性・競争性が高く、より民間事業者の創意工夫が活かされる手法の活用を検討すべきことについて周知する(平成19年度)。</p> <p>② 地方公共団体における技術力の維持向上及び民間委託を実施した際の官民間の責任分担の明確化に資するため、引き続き工業用水道施設の運転、維持管理に関するマニュアルの作成事例の収集、取りまとめを進め、その一般的モデルを作成し公表する。</p> <p>③ 従来から取り組んでいる包括的な民間委託等に係る事例紹介について、その事例に係る具体的メリット、実施上の留意点及び要求仕様書の内容に重点を置いて取りまとめ、平成19年度中を目途に、地方公共団体に周知し公表する。</p>	経済産業省

<p>(3)下水道関連施設の維持管理業務</p>	<p>○ 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき地方公共団体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る業務指標(PI)を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることなどを周知する(平成19年度)。</p> <p>② 管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活用した包括的な民間委託のあり方に関する検討会を設け、平成20年度中を目途に結論を得て公表する。</p> <p>③ 下水処理場等における包括的な民間委託の先行事例を調査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平成20年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4)都市公園の維持管理業務</p>	<p>○ (財)公園緑地管理財団等に包括的に委託を行っている、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県を越えるような広域の見地から設置される国営公園。)の維持管理業務について、民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れ、業務監督体制や競争入札に必要な維持管理水準の数値化等も含め、平成19年度に検討を行い、結論を得る。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(5)国民公園の維持管理業務</p>	<p>○ 国民公園(「旧皇室苑地の運営に関する件」(昭和22年12月27日閣議決定)に基づき設置されているもの)の維持管理業務について、民間競争入札を実施するため、監理委員会と連携しつつ、入札等の対象となる公園、対象業務の範囲、実施予定時期、契約期間等について、平成22年度から落札者による事業を実施する方向で具体的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p>	<p>環境省</p>
<p>(6)国立公園関係施設の維持管理業務</p>	<p>○ 自然公園法(昭和32年法律第161号)における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、民間競争入札の対象とすることとし、入札等の対象となる施設、対象業務の範囲等について具体的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p>	<p>環境省</p>

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府施設の運営等業務	<p>○ 内閣府の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、官民競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「永田町合同庁舎」(東京都)</p>	内閣府
(2)警察庁施設の運営等業務	<p>○ 警察庁の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「警察大学校」(東京都)</p>	警察庁
(3)総務省施設の運営等業務	<p>○ 総務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」、「消防大学校」、「情報通信政策研究所」(何れも東京都)の3箇所</p>	総務省
(4)法務省施設の運営等業務	<p>○ 法務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「法務省浦安総合センター」(千葉県)、「矯正研修所」(東京都)の2箇所</p>	法務省

<p>(5)外務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 外務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省研修所」(神奈川県)</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)財務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。また、対象官署及び入札実施方法等については、今後、検討を進め、平成19年中に結論を得ることとし、これを踏まえて、入札等の実施予定時期、契約期間は見直され得るものとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「財務本省研修所」(東京都)、「税関研修所」(千葉県)の2箇所及び「税務大学校」(全国10箇所、対象官署数等は今後検討)</p>	<p>財務省</p>
<p>(7)農林水産省施設の運営等業務</p>	<p>○ 農林水産省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」(東京都)、「食料消費技術研修館」(東京都)、「農業技術研修館」(茨城県)、「生活技術研修館」(茨城県)、「森林技術総合研修所」(東京都)の5箇所</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(8)経済産業省施設の運営等業務</p>	<p>○ 経済産業省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。なお、耐震補強改修工事の進捗状況を踏まえ、入札等の実施予定時期については見直され得るものとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」(東京都)</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(9)国土交通省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 国土交通省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土交通大学校」(東京都及び千葉県)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(10)環境省施設 の運営等業務</p>	<p>○ 環境省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「環境調査研修所」(埼玉県)</p>	<p>環境省</p>
<p>(11)庁舎等施設の 運営等業務への 官民競争入札 等の活用に関する 検討</p>	<p>○ 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成20年5月末までに結論を得る。</p> <p>○ 内閣府は、各府省の検討に資するよう、施設の管理・運營業務に関する官民競争入札又は民間競争入札実施にあたっての実施要項の標準例等を、監理委員会と連携しながら、各府省の意見を踏まえつつ、平成20年3月末までに策定する。</p> <p>○ 上記(2)～(10)の施設の管理・運營業務については、原則、民間競争入札を実施することとするが、今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。 なお、内閣府は、民間競争入札に準じた手続の在り方を、監理委員会と連携しつつ、平成20年3月末までに策定する。</p>	<p>内閣府及び 関係府省</p>
<p>(12)警察庁の研 修関連業務</p>	<p>○ 警察庁の語学研修について、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から民間競争入札の活用に向けた検討を進め、平成19年度中に結論を得る。</p>	<p>警察庁</p>

7. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業について、実施要項等に基づき適切に運営するとともに、今年度の実績等を踏まえ今後の事業の在り方について検討を行い、平成20年度前半までに結論を得る。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「アビリティガーデン(生涯職業能力開発促進センター)」(東京都)</p>	厚生労働省
(2) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における職業体験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「私のしごと館」(京都府)</p>	厚生労働省
(3) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター事業	<p>○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター(全国62箇所)の行う業務について、特に在職者訓練のうち情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練について、国が真に担う必要性につき精査し、真に必要性の認められるもの以外のものを廃止する。</p>	厚生労働省

<p>(4)(独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務</p>	<p>○ (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて</p> <p>【入札等の実施予定時期】 本年度中に入札公告し、来年度から事業を開始する。</p> <p>【契約期間】 平成20年度から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国146病院中10病院程度</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(5)(独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業</p>	<p>○ 「在日外交官日本語研修」に関する実施業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在日外交官を対象とした日本語研修業務及び受講者の募集業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年3月までに入札公告し、20年6月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年6月から23年3月までの間。なお、各年度の事業終了後に実績状況の評価を行い、業務成績が要求水準に達しない場合は契約を解除する場合がある。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)(独)国際交流基金の文化芸術交流事業</p>	<p>○ (独)国際交流基金の文化芸術交流事業のうち、基金が主催する国内映画祭の実施業務について、民間競争入札の対象とする。このため、平成20年度に民間競争入札を実施し、同年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成20年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p>	<p>外務省</p>
<p>(7)(独)国際交流基金の海外事務所等の運営等業務</p>	<p>○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19箇所)の管理・運営業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。</p>	<p>外務省</p>

<p>(8)(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月までに入札公告し、20年4月から落札者による運営等業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(9)(独)日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の全国13箇所の国際交流会館のうち1館について、現在、(財)日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務について民間競争入札を実施するとともに、その成果を検証する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「広島国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月までに入札公告し、20年4月から落札者による管理・運営業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県)</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(10)(独)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の運営等業務</p>	<p>○ (独)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の管理・運営業務については、機能の明確化の観点から、これを廃止する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国立大学財務・経営センターの全国2箇所の「キャンパス・イノベーションセンター」(東京都及び大阪府)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(11)(独)科学技術振興機構の「日本科学未来館」の運営等業務</p>	<p>○ (独)科学技術振興機構の「日本科学未来館」の企画・管理・運営業務について、平成19年度から一般競争入札による包括的な民間委託を実施中であるが、その実施状況も見極めつつ、当該民間委託が効率的・効果的な運営ではないと判断される場合には、民間競争入札の対象とすることも含めて改めて検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(12) (独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報処理技術者試験事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部については、平成19年度に全国9地方支部のうち2地方支部(四国及び沖縄)を廃止する。その他の地方支部については、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性等を検討した上で、試験の安定実施に支障を来すおそれがないことを確認できたときは、次期中期目標期間終了時まで廃止等の見直しを行う。 ○ 香川県及び沖縄県において、四国及び沖縄地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 ○ 落札者により実施する業務全般の評価を踏まえ、試験の安定実施に支障を来すおそれがないときは、経済産業省産業構造審議会における情報処理技術者試験制度の見直しの結果を踏まえつつ、平成20年度以降、監理委員会と連携しながら民間競争入札の活用を検討する。 	<p>経済産業省</p>
<p>(13) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。 	<p>内閣府及び関係府省</p>

8. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
<p>(1) 介護保険関係の窓口業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法(平成9年法律第123号)関係の要介護認定申請書等の受付及び引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるよう、監理委員会と密接に連携しつつ、平成19年度中に必要な措置を講じる。 	<p>厚生労働省</p>
<p>(2) 市町村窓口関連業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の出張所・連絡所等における窓口関連業務(「法令に基づく申請等の受付その他の処理に関する業務」)の市場化テストの拡大に資するため、市町村のニーズ等を踏まえて必要な環境整備の措置を講ずることとし、監理委員会と連携して、年内を目途に、措置の内容について結論を得て、基本方針の改定に反映する。 	<p>内閣府及び関係府省</p>

9. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)公営住宅の滞納家賃の徴収業務	○ 地方公共団体において実施する公営住宅の滞納家賃の徴収業務のうち、電話、文書による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体において費用対効果、個人情報保護の観点から十分検討したうえで、その判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、公営住宅に関する先進的な取組み事例の調査を行った上で、平成19年中に当該先進事例を地方公共団体に周知する。	国土交通省
(2)日本放送協会の受信料の徴収業務	○ 日本放送協会の受信料の徴収業務のうち、地域スタッフとの個別契約によって行われている契約取次業務、集金業務、口座振替の利用促進業務、住所確認業務等について、業務効率化及び受信料の公平負担の確保の観点から、日本放送協会において、これを見直し、必要な民間活用を更に推進する。	総務省 日本放送協会
(3)公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	○ 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省

10. その他

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	○ 地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。	内閣府及び関係府省
(2)その他官民競争入札等に向けた取組等	○ これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 ○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。	内閣府及び関係府省